

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その２）の制定について（通知）

昭和 52 年 12 月 8 日薬発第 1416 号
厚生省薬務局長から各都道府県知事あて
改正
昭和 60 年 4 月 5 日薬発第 373 号
昭和 62 年 9 月 12 日薬発第 782 号
平成 3 年 3 月 6 日薬発第 259 号

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準については、昭和 50 年 11 月 26 日薬発第 1090 号をもって通知したところであるが、今般、前回の基準の対象とならなかった品目を対象にして別添 1 のとおり、毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その 2）を定めたので、下記事項に御留意のうえ、関係各方面に対し周知徹底を図られたい。

なお、本基準の制定に伴い、前回基準中の用語の一部を別添 2 のとおり改めたので、併せてお知らせする。

記

- 1 前回通知（昭和 50 年薬発第 1090 号）の「記」の第 1～6 項は、本基準についても、すべて適用されるものであること。
- 2 廃棄に際して、引火性、発火性等の物性を有する毒物又は劇物については、その危険性を十分考慮し作業すること。
なお、本項は、前回通知の「記」の第 7 項としても追加するものであること。